

堺市高等職業訓練促進給付金支給変更停止通知書

年 月 日

様

堺市長

印

年 月 日付けで決定した高等職業訓練促進給付金の支給について次のとおり（変更・停止）したので通知します。

支給 (変更・停止) 理由	
養成機関名	
支給(変更・停止) に係る資格	
当初支給決定内容	年 月 から 年 月まで
	月額 円
変更後支給決定内容	年 月 から 年 月まで
	月額 円
支給停止決定内容	年 月 から 停止

注意 次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の決定を取り消し、又は既に支給した給付金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。

- (1) 偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けたとき。
- (2) 受給資格を喪失した後に給付金を受給したとき。
- (3) 堺市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱に違反したとき。
- (4) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。